

告 示

埼玉県告示第三百九十三号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から施行する。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

表診療及び検査の項金額の欄中「二、三二〇円」を「二、五〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二八〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一六〇円」に、「九一〇円」を「一、〇六〇円」に改める。